



平成 27 年 5 月 14 日

各 位

会 社 名 綿半ホールディングス株式会社  
代表者名 代表取締役社長 野原 莞爾  
(コード番号：3199 東証第二部)  
問合せ先 常務取締役 有賀 博  
(TEL. 03-3341-2979)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年5月14日開催の取締役会において、平成27年6月24日に開催予定の定時株主総会の議案として「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款変更の目的

平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)により、責任限定契約を締結できる会社役員が変更されましたので、新たに責任限定契約を締結できる業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるように、当社定款第30条(取締役の責任免除)及び第40条(監査役の責任免除)の一部を変更するものであります。なお、定款第30条第2項の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。(下線は変更部分を示しております。)

現行	変更案
(取締役の責任免除) 第30条(条文省略) 2 当社は、 <u>社外</u> 取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。	(取締役の責任免除) 第30条(現行どおり) 2 当社は、取締役( <u>業務執行取締役等であるものを除く。</u> )との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

現行	変更案
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第40条 (条文省略)</p> <p>2 当社は、<u>社外</u>監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>	<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第40条 (現行どおり)</p> <p>2 当社は、監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>

### 3. 日程 (予定)

定款変更のための定時株主総会開催日 平成27年6月24日

定款変更の効力発生日 平成27年6月24日

以 上